

新型コロナウイルス緊急対策本部（第19回）

日時：令和3年4月4日（日）8：40～

場所：都道府県会館3階 知事会会議室（WEB 会議）

1 開会

（幹事長 古尾谷事務総長）

2 本部長挨拶

（本部長（全国知事会会長） 飯泉徳島県知事）

3 議題

- （1）第4波の到来を受けた今後の新型コロナウイルス感染症対策についての緊急提言
- （2）新型コロナ「第4波」をみんなで抑えよう宣言

（本部長代行・副本部長 平井鳥取県知事）

4 その他

【配付資料】

- ・出席者名簿
- ・資料1 第4波の到来を受けた今後の新型コロナウイルス感染症対策についての緊急提言（案）
- ・資料2 新型コロナ「第4波」をみんなで抑えよう宣言（案）

第19回新型コロナウイルス緊急対策本部出席者名簿（敬称略）

職 名	氏 名
北 海 道 知 事	鈴 木 直 道
青 森 県 知 事	三 村 申 吾
岩 手 県 知 事	達 増 拓 也
山 形 県 知 事	吉 村 美 栄 子
宮 城 県 知 事	村 井 嘉 浩
福 島 県 知 事	内 堀 雅 雄
新 潟 県 知 事	花 角 英 世
東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
栃 木 県 知 事	福 田 富 一
埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
静 岡 県 知 事	川 勝 平 太
長 野 県 知 事	阿 部 守 一
富 山 県 知 事	新 田 八 朗
石 川 県 知 事	谷 本 正 憲
岐 阜 県 知 事	古 田 肇
愛 知 県 知 事	大 村 秀 章
三 重 県 知 事	鈴 木 英 敬
福 井 県 知 事	杉 本 達 治
滋 賀 県 知 事	三 日 月 大 造
京 都 府 知 事	西 脇 隆 俊
大 阪 府 知 事	吉 村 洋 文
奈 良 県 知 事	荒 井 正 吾
和 歌 山 県 知 事	仁 坂 吉 伸
鳥 取 県 知 事	平 井 伸 治
岡 山 県 知 事	伊 原 木 隆 太
島 根 県 知 事	丸 山 達 也
広 島 県 知 事	湯 崎 英 彦
山 口 県 知 事	村 岡 嗣 政
香 川 県 知 事	浜 田 恵 造
徳 島 県 知 事	飯 泉 嘉 門
愛 媛 県 知 事	中 村 時 広
福岡県知事職務代理者(副知事)	大 曲 昭 恵
佐 賀 県 知 事	山 口 祥 義
熊 本 県 知 事	蒲 島 郁 夫
宮 崎 県 知 事	河 野 俊 嗣
鹿 児 島 県 知 事	塩 田 康 一
沖 縄 県 知 事	玉 城 デ ニ 一

第 4 波の到来を受けた今後の新型コロナウイルス感染症対策 についての緊急提言（案）

4月5日から、宮城県、大阪府及び兵庫県において「まん延防止等重点措置」が適用されることとなった。また、地方部においてもクラスターが続発しており、変異株の広がりも含めて全国的に感染が広がりやすい状況となっている。

我々 47 人の知事は、これまでの経験を踏まえ、互いの知恵を絞り、積極的疫学調査や戦略的な PCR 検査等により感染の抑え込みに全力を尽くす所存である。

他方、二か月半に及んだ緊急事態宣言により、宣言対象であった地域はもとより、それ以外の地域においても、歓楽街や観光地をはじめとした地域経済全体が危機的な状況に陥っている中でのこの度のまん延防止等重点措置の適用であり、影響を受ける飲食店や観光・宿泊・交通をはじめとした事業者に対して、一刻も早い支援が必要である。

政府におかれては、まん延防止等重点措置の適用や事業規模に応じた協力金制度の導入、地域観光事業支援の実施など、全国知事会の提言を踏まえたご対応をいただいているところであるが、下記の項目についても対処されるよう提言する。

1. 第 4 波の到来に対応した感染拡大の防止及び保健・医療体制の充実・強化について

- 国においては、第 3 波の経験を踏まえ、これ以上の感染拡大を回避するため感染防止対策を強化するよう、国民や事業者へエビデンスに沿った呼び掛けをテレビ CM の活用も含めて強力に行うこと。
- まん延防止等重点措置の適用に当たっては、早期に感染を抑え込むためにも、都道府県知事の意見も踏まえて迅速かつ柔軟に発動するなど機動的に対処すること。
- 変異株も含めた感染拡大防止策を展開することが現下の対策の根幹であり、積極的疫学調査と入院・治療の徹底を図り、都道府県・保健所が感染ルートを探知し感染の封じ込めを図れるよう支援すること。併せて、緊急事態宣言地域外も含め地域の実情に応じた大規模な PCR 検査実施など思い切った対策を速やかに講じ、新技術の導入支援も含め、PCR 検査や積極的疫学調査等に対する強力な財政支援を行うとともに、国が保有している全国の感染事例を専門家の分析・検証と共に共有をすること。
- 感染者数の急増時においても積極的疫学調査や入院勧告などの重要な機能

を保健所が円滑に行うことができる体制を確保するため、国としても保健師の派遣や育成も含めた体制の充実・確保を図るとともに、保健所業務のひっ迫に対応するため、業務の効率化・簡素化について見直しを継続して検討すること。

- 無症状者に焦点を当てた幅広いPCR検査等（モニタリング検査）については、モニタリングの迅速化や飲食店への重点化等の改善を行うとともに、モニタリング結果を活用した対応策を示すこと。また、感染の拡大やモニタリング検査、高齢者施設での検査等の検査件数の増加に対応するため、チップやチューブ等の検査用資材の安定供給を図ること。
- 飲食の場における感染対策の強化のため、業種別ガイドラインに準拠して感染症対策を講ずる飲食店を自治体が認証する取組や、当該認証の取得に向け飲食店が行うアクリル板の設置、換気設備、二酸化炭素モニターの設置に要する費用等に係る自治体の助成について、国としても積極的に推奨するとともに、これらについて、地方創生臨時交付金の感染症対応分の増額等により、財政措置を行うこと。
- まん延防止等重点措置や緊急事態宣言解除後の営業時間短縮要請に伴う協力金等に要する財政負担が多額となることを見込まれるため、即時対応特定経費交付金の交付要件緩和や、感染者の多い地域に対する感染症対応分の増額など、国として全面的な財政措置を行うこと。
- 全国各地での変異株の増加を踏まえ、N501Y、E484K などの変異も含め全国において新型コロナウイルス検体の遺伝子解析を行う体制を整備し、早急に国内の新型コロナウイルスの感染力の変化や特性、世界各国で確認されている変異株との関係についての分析など科学的・専門的情報を迅速に提供するとともに、最新の知見を踏まえた対処方法を示すこと。加えて、民間検査機関も含め変異株のサーベイランスに要する経費は、国において全額財政措置をすること。また、世界各国での変異株の確認等を踏まえ、現行の水際対策については当面継続し、緩和の時期は慎重に判断すること。
- 変異株に感染した患者の退院基準について、現在はPCR検査で2回連続の陰性が確認されることが求められ、入院期間の長期化・病床の占有による医療資源のひっ迫や保健所の業務負担の増大を招いているため、変異株に関する分析を早急に行い、エビデンスに沿った退院基準等を確立すること。
- 3月26日以降の全ての入国者・帰国者については、国が設置した「入国者健康確認センター」において健康フォローアップ及び自宅待機の確認を行うこととなり、都道府県の負担が軽減したところであるが、健康観察期間中に入国者等が所在不明となることのないよう、所在や連絡先の把握など引き続き

水際対策の強化に取り組むこと。

- 先般の第3波において、患者の急増により重症者や死亡者が増加し、通常医療にも支障が生じた経験を踏まえ、病床確保計画の見直しにあたって、コロナ病床の稼働率向上のため、後方支援病床の確保等についても盛り込まれたところであり、その確実な確保のため、同一医療機関内での転床時の診療報酬かさ上げ、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象拡大・弾力的運用・増枠などによる財政支援を行うこと。また、処遇改善や業務負担軽減を通じた医療従事者の確保、感染症専門施設の設置支援に取り組むこと。また、こうした地域の医療・福祉の提供体制を維持するため、新型コロナウイルス感染症患者の受入れの有無にかかわらず、受診・利用控えにより減収が生じている医療機関、薬局、健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復等の事業所等への支援を行うこと。
- 診療・検査医療機関が引き続き発熱患者への対応を行う必要があることを踏まえ、補助金の交付や個人防護具（PPE）の支給等の支援を継続すること。
- 第4波への対応を図るとともに、今後の新興・再興感染症の感染拡大にも対応できるよう、新型コロナウイルス感染症の重症・中等症患者の受入に中心的な役割を果たした、二次・三次医療を担う医療機関の診療報酬を大幅に引き上げること。また、医学部定数の取扱いや公立・公的病院に係る地域医療構想については、新型コロナウイルス感染症対策に支障のないよう、慎重な対応を図ること。さらに、医療従事者や重症化リスクの高い高齢者施設等における感染を防止するための施設職員に対する定期的な検査への財政支援や感染が確認された場合の支援チームの派遣について、引き続き支援すること。
- 感染拡大地域への医師・看護師の応援派遣について、国において自衛隊の活用なども含め総合調整をしっかりと行うとともに、DMAT等を参考に、感染症危機管理対策に機動的に対応できる医療チームの育成等を国の責任で行うこと。
- 後遺症に悩む患者の医療の確保に向けて、後遺症の実態解明を早急に進めるとともに、対策に取り組むこと。

2. 緊急事態宣言により影響を受けた全国の事業者への支援及び雇用対策について

- 全国で一致団結し感染拡大を抑え込む対策を実施してきたところであり、緊急事態宣言の副次的効果により緊急事態宣言対象地域外の地域や営業時間短縮要請の対象となった飲食業以外の業種においても厳しい影響が生じてい

る。こうした地域や業種を問わず多くの事業者が国全体の感染拡大防止に協力し雇用継続に努力されていることに鑑み、国においては、緊急事態宣言解除後においても、広く影響を受けた飲食業以外の業種などへの実効性ある経済雇用対策を公平に講ずるよう、強く求める。

特に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において、緊急事態宣言の対象にならなかった地域も含めて広く影響を受けた飲食店や関連事業者を支援するための新たな特別枠を創設することも含め、感染拡大の影響を受け厳しい経営環境にある事業者に対して地方が独自に支援できるようにすること。また、一時支援金について、緊急事態宣言対象区域の飲食店との取引関係等の要件を撤廃するなど、支援対象地域も含めた支給対象の拡大や支給額の上限引上げ、売上げ要件の緩和等を図るほか、持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給や要件緩和・企業規模に応じた支給額の引上げを行うこと。特に飲食業等自粛の影響が強く現れた業種には、速やかな実効性のある対策を講じるとともに、国民から十分な理解が得られるよう、事業者の経営への影響の度合いを勘案し、公平性の観点や円滑な執行等が行われることに配慮すること。

- 民間金融機関の実質無利子・無担保融資の申込み再開及び償還期間等の延長や返済猶予等も含めたアフターケア、信用保証協会に対する信用補完制度の拡大や支援、大企業とみなされ対象外となる地方の中堅企業に対しての中小企業支援策の適用、税の減免・優遇措置・猶予など、事業者や労働者等への支援を行うとともに、信用保証に基づく代位弁済や預託原資調達に係る借入利息等の都道府県に生じる負担に対する支援を行うこと。併せて、一時支援金も含め各種の支援策の活用を働きかけるための周知・広報や申請サポート体制整備や適正な手数料設定、申請簡素化などにより、迅速で実効的な支給につなげること。
- 緊急事態宣言に伴う Go To トラベル事業等の全国での一時停止やまん延防止等重点措置の発動により、裾野の広い観光産業をはじめ地域経済に大きな影響が及んでおり、引き続き経済情勢を踏まえて機動的に雇用創出・消費喚起対策や総需要対策を行うこと。特に、大きな損失を被っているバス・鉄道・航空・船舶・タクシー・レンタカー等の交通事業者や旅行者・宿泊業者・観光施設・土産物店等の観光関連事業者、飲食事業者、運転代行業者、ブライダル事業者に対し、事業規模に応じた手厚い経営支援を行うこと。また、コメをはじめ農林水産業への影響に対する対策を講じること。
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、第4波の到来により全国で感染が拡大している状況も踏まえ、必要に応じた予備費の活用も含め、交付金の増額を機動的に行い、すべての地方自治体が必要とする額を国において確保するとともに、地方財政対策を十分に行うこと。

- 先般創設された地域観光事業支援について、弾力的な運用とするとともに、Go To トラベル事業については、感染状況などの地域の実情を踏まえ、運用変更前に都道府県と十分な情報共有を図ることも含め、適切に運用すること。また、感染状況を踏まえて事業を再開する際には、地域間に不公平が生じないようにするとともに、幅広い業種の支援につながることも勘案し、実施期限を延長するとともに、地域共通クーポンについて、地域性や周遊旅行の特性等を反映した運用が可能となるよう、割引率の効果的な設定等の工夫も含めて検討すること。併せて、国において、旅行前のPCR検査の徹底・強化など、安心して旅行できる体制を構築すること。
- Go To イート事業については、感染状況により食事券の新規発行停止や利用自粛を実施している都道府県があることから、食事券の販売期間（最長5月末）及び利用期間（最長6月末）を延長すること。また、食事券の販売期間及び利用期間が都道府県ごとの運用とされていることから、事業者や国民に混乱を与えることのないよう適時適切な周知に努めるとともにほか、キャンペーン事務局からの加盟店への代金振り込みが早期に行われるよう対応を講ずること。
- 緊急事態宣言の対象地域の内外を問わず、飲食店をはじめ様々な業種で働くパートやアルバイトも経済的な影響を受けていることから、事業者に対して、パート、アルバイト等への休業手当の支払いと雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の活用などを強く働きかけること。加えて、労働者が直接国へ請求できる休業支援金・休業給付金について、学生や女性を含めた非正規労働者に対して制度の活用に向けた周知を徹底するとともに、申請に関するサポート体制を整備すること。
- 新型コロナウイルス感染症のもたらす影響により雇用に対する情勢が深刻化しつつあり、国費の拡充を通じ雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の特例措置や休業支援金・休業給付金の更なる対象拡充・延長に加え、失業給付の充実を図るほか、基金を活用した「緊急雇用創出事業」を早期に創設するなど、機動的かつ効果的な雇用対策を行うこと。なお、雇用調整助成金の特例措置等の段階的な縮減を検討する際は、地域の経済と雇用情勢を十分に把握・分析し、都道府県の意見を十分聞いた上で行うこと。
- 新型コロナウイルス感染症に伴う離職者を支援するため、新たなスキルの習得といった職業能力開発促進策等の一層の拡充・強化を講じ、人手不足や成長分野への労働力移動を図ること。
- コロナ後を見据え、「新次元の分散型国土」や産業立地による新たな国・地方のあり方に向けて、政府としても強力な移住促進・企業移転推進等をはじめ

活力ある地方の実現と都市・地域の交流を促進する取組を展開すること。

3. ワクチン接種体制の円滑な実施について

(1) ワクチン接種の進め方及び体制の確保

- ワクチン接種については、「国民の安全・安心を第一に進めていく」との基本姿勢に立ち、現場で生じる種々の疑問に対し早急に対応できる体制を構築するなど、接種体制やシステムも含めた諸課題について検証しながら丁寧かつ着実に進めること。また、ワクチン供給が予定どおり確実に行われることはもとより、現場での準備が円滑に進むよう、国として、いつまでに国民の何割の接種を目指すのかというグランドデザインを早期に明らかにした上で、ワクチン接種の間隔等について適切な検討を加え、ワクチンの種類や量、供給時期、副反応の事例・分析結果等の情報を含め、現場で住民の理解を得てワクチン接種を円滑に進めるため、より具体的に供給スケジュールや配分量等について可及的速やかに示すこと。併せて、市町村や医療機関等が連携して円滑かつ迅速に実施することができるよう、ワクチン接種の意義・有効性及び副反応も含めた具体的情報を全ての国民に対し、迅速かつわかりやすく周知・広報を継続的に行うほか、副反応情報を組織的に都道府県と共有する仕組みをつくること。
- 医療従事者等に対する優先接種に際しては、輸入枠の確保や既に承認申請がなされた国内で製造しているワクチンの早急な承認手続など、ワクチンの総数を十分に確保・供給すること。また、医師数以外の指標も考慮する等適切に配分を進め、できる限り速やかに医療従事者等への優先接種を完了し、接種期間の重複による支障を極力生じることのないよう、高齢者に対する優先接種への円滑な移行を図ること。
- 全国で約480万人となっている医療従事者等の優先接種の対象人数には、2月16日の国通知によって新たに医療従事者等の対象になり得るとされた「助産所の従事者」「医学部生等の医療機関において実習を行う者」「予防接種業務に従事する者」が含まれていないことや、年度替わりには新規採用や異動が集中することを踏まえると、対象人数は約480万人からさらに増加すると見込まれるため、早急に対象人数の上積みを把握するとともに、上積み分も含めた対象者数全てが接種可能な量のワクチンを迅速かつ確実に供給すること。
- 各都道府県の実情に応じた接種が円滑に実施できるよう、ワクチンの供給

状況に応じ、基本型接種施設から基本型接種施設への移送を可能とするなど、「ワクチン接種円滑化システム（V－S Y S）」の仕様により各都道府県の運用が制限されることのないようにし、ワクチン供給の範囲内で都道府県において弾力的に対応できる仕組みとするとともに、医療従事者等への負荷軽減や確実な体制整備を進めながら、現実的なスケジュールのもとに、丁寧かつ着実に進めること。

- 東日本大震災に係る避難者や原発・除染関連作業員も含め、漏れのない接種体制を確立すること。また、各地域での接種を早期に完了することや、重症化リスクが高い高齢者等の施設利用者に直接接する観点から、高齢者施設及び障害者施設の65歳未満の入所者・利用者、高齢者等の送迎者など接種会場の運営スタッフ、さらには接種順位の上位とならない疾患等で医療機関に長期入院している患者等についても柔軟に優先接種の対象として取り扱うことを可能とするとともに、卸の地域割に関わらず、広域的な取組の実施が可能となるよう手引きを改正するなど、地域の実情に応じて弾力的な対応ができるよう配慮すること。併せて、現場と具体的な情報共有を速やかに行いつつ、ワクチン接種に係る意義や予診票の記入方法の説明動画等、全国的に必要と考えられる周知・啓発の素材について、国において準備し全国に配布するなど、自治体窓口等への支援を行うこと。
- 施設入所者への接種を実施するに当たって、入所者がもれなく接種を受けられるよう、住民票の所在地が他の市区町村の場合の接種券の発行や予診票の同意取得に関する手順等について対応指針を示すこと。
- 4月12日から開始されることとなった高齢者への優先接種に際しては、接種の本格化に向け、段階的に接種範囲を広げながら、得られた知見を効果的に共有しつつ、検証・改善を着実にを行い、安全かつ円滑な実施と高齢者の安心の確保につなげること。
- ワクチン接種施設となる医療機関の多くは、通常診療に加え、新型コロナウイルス感染症の患者の診療等様々な対応を実施している状況であるため、V－S Y Sに係るIDの確実な交付や簡便な運用等も含め、ワクチン接種に係る事務作業を極力省力化し、医療現場の負荷軽減を図ること。
- 人材が限られている離島やへき地をはじめ、接種に係る医療従事者の確保が課題となっていることから、潜在看護師の掘り起こしや各種団体への派遣の働きかけを行うとともに、へき地以外の地域においても、へき地と同様に看護師及び准看護師の労働者派遣を可能とするなど、国として必要な支援を行

うこと。

- 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の上限額については、送迎費用等も含め接種体制の整備に係る費用に地方の負担が生じないよう、引き続き、地方自治体の意見も踏まえ、国の責任において、きめ細かく必要な財政措置を講じること。
- 集団接種会場を設け短期間で大規模な接種を行うためには、接種に従事する医療従事者に対し、通常の診療を休止するなどの措置を要請する必要がある。接種に関わる医療従事者が通常診療を休止した場合の影響をふまえた十分な報酬を受け取れるよう、財政措置を行うこと。また、集団接種会場で従事した医療従事者の報酬額が地域によって差が生じないよう、国において目安となる単価を早急に示すこと。
- 通所介護の事業所の近隣等で利用者へのワクチン接種を行う場合、接種時間は介護報酬に算定されないため、円滑な接種の実施に支障が生じるおそれがあることから、事業所の不利益にならない措置を講じること。
- 国が示した接種委託費用単価(2,070円)は、インフルエンザ予防接種費用と比較して低く抑えられていることから、接種医療機関をできるだけ多く確保するためにも、十分なインセンティブを持った単価設定とすること。
- 可能な限りワクチンを有効に活用するため、1バイアルから6回分採取可能な針とシリンジについて、医療従事者等接種分を確実に供給するとともに、高齢者接種分についても速やかに確保すること。また、キャンセル分も含めたワクチンの余剰分について、廃棄処理や接種券の送付を受けていない方への接種に係る考え方や、当初予定していた方以外に接種した場合においても予防接種法に基づく健康被害の救済対象とすることなど、国としての対応指針を示すこと。
併せて、ワクチンの希釈に必要な生理食塩水用の針とシリンジについても、医療従事者等接種分に加え、住民向け接種分についても必要量を現場で確保できるよう、国としても対策を講ずること。
- 今後、ワクチン接種が本格化する中、保冷バッグ、バイアルホルダー、保冷剤等のワクチン移送に必要な資器材の不足が懸念されることから、必要量を現場で確保できるよう、国としても対策を講ずること。
- 各都道府県に設置が求められている副反応専門医療機関の設置については、

大学病院や急性期病院など地域の中核的医療機関が想定されているが、これらの医療機関は、通常診療に加え、新型コロナウイルス感染症の患者の診療等様々な対応を実施している状況であるため、国において、その他の医療機関も含めた役割を整理し一定の方向性を示すこと。併せて、アナフィラキシー対応に必要となるアドレナリン自己注射薬等の救急措置用品について、必要量を現場で確保できるよう、国としても対策を講ずること。

また、接種施設で副反応が起こった際の対応マニュアル等を早期に整備すること。

加えて、先行接種で得られた課題や安全性、副反応等に係る知見等を速やかに都道府県と共有するとともに、相談窓口等で活用できる副反応情報FAQの充実を図るほか、供給量に制約がある中で国としての接種に対する考え方を示すこと。

- 新型コロナウイルスを完全に制圧するため、政府は基金の創設など大胆な資金投入を行い、国家的重要戦略として、国産ワクチン製造の支援も含め、必要十分なワクチンの確保・供給を図るとともに、特効薬や治療法の確立を実現すること。また、治療薬等の研究開発を行う研究機関・企業等に対し重点的な支援を行うほか、医薬品・医療機器等の産業育成を戦略的に進めること。
- 市町村においては、各種健診の実施など他の保健業務も引き続き実施する必要があることから、こうした通常業務に可能な限り支障を来さないようにワクチン接種と各種保健業務との兼ね合いも考慮した上で、各種健診・保健指導等の実施を延期できるようにすることも含め、国としての方針を示すなど、市町村の事務負担軽減に配慮すること。

(2) ワクチン接種関連システム

- ワクチン接種に関連するシステムに係る制度設計は、縦割りを排し、関係省庁が連携して一体的に行うとともに、自治体等への説明・支援の窓口も一元化し、自治体独自の予約システム等との一体的運用に配慮すること。

また、自治体等に対し、システムに関する情報を速やかに提供するとともに、システムの運用に当たっては、実際に使用する市町村や都道府県と緊密に連携しながら丁寧に検証を進め、洗い出された課題については、早急に改善につなげるなどの対応に努めること。

- 「ワクチン接種記録システム（VRS）」及び「ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）」については、ワクチン接種の会場や医療機関における情報

入力を基本としており、その確実な実施に向けて、日本医師会を通じた医療機関への協力要請や入力端末の十分な配布など、必要な措置を講じること。

また、動画等による操作マニュアルの作成・配布により、円滑なデータ入力を支援するとともに、入力端末の故障やトラブルにも迅速に対応できるよう、予備機の配布を行うこと。

さらに、早期に2つのシステムを情報連携させ、自治体のシステムとの円滑な情報連携を図り、データ入力や移行作業が必要最小限で済むようにするなど、市町村に過度な負担とならないよう改修を行うとともに、接種履歴の管理の一元化を図ること。

また、V-SYSにおける施設類型情報の変更については、これまでの知事会の提言を踏まえて可能とされたところであり、その点は評価しているが、変更できる場合が限定されており、例えば、医療従事者への接種と高齢者への優先接種が重なる時期に、それぞれの配分量や在庫量に応じた異なる施設類型を併存させることができないなど、ワクチンの移送に支障が生じる恐れがあることから、自治体におけるワクチンの様々な配分方法に柔軟に対応できるよう更なる改善を図ること。

- VRSについては、市町村が安心してシステムを運用できるよう、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、システムの利用に起因するトラブルについては、国の責任において対応すること。

また、住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから、マイナンバーや個人情報を含んだデータを組み合わせ、USBメモリ等を介してCSV形式で登録・更新する仕様となっているが、住民の転出入を反映するため、この仕様に従ったデータの更新作業が、今後、長期間にわたり継続的かつ頻繁に行われることとなる。このため、市町村が適切に情報漏えい防止の措置を講じることができるよう、国において、具体的な作業手順や留意すべき事項等についてガイドラインを定め、周知徹底を図ること。

さらに、このシステムの稼働に当たっては、新たにデータ登録等の作業が必要となることから、市町村や医療機関に対し、財政面も含め必要な支援を確実にを行うこと。

4. 誰ひとり取り残さない社会の構築について

- 感染者及び最前線で治療に当たる医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーやその家族、更には他の都道府県からの来訪者や外国人等に対するデマの拡散、偏見や差別、心ない誹謗中傷、感染者等個人の特定などにより人権が脅かされることのないよう、国においても人権を守る対策を強力に

講じること。

また、地方の相談窓口の設置やネットモニタリング業務等に対する財政支援、国によるSNS人権相談窓口の設置などを行うとともに、国において感染者情報等の統一的な公表基準を定めること。

- 在住外国人の感染が各地域で拡大し、クラスターが多数発生することにより、医療機関や宿泊療養施設にかかる負担が非常に大きくなっていることから、在住外国人に対しては、改めて感染対策を呼びかけるとともに、国においても感染拡大防止につなげるための実態把握等を行うこと。また、職場やコミュニティにおける感染防止対策が徹底されるよう、経済団体や大使館等を通じて、きめ細かな周知を図るとともに、在住外国人を雇用する派遣事業者や派遣先についても業種別ガイドラインを策定するなど、早急に対策を強化すること。更に、在住外国人に対する保健所の積極的疫学調査、入院調整、健康観察等をはじめ、宿泊療養施設又は自宅における療養、外来診療・検査等が円滑に進むよう、通訳者等の雇用や多言語化等にかかる経費について、十分な財政的支援を講じるとともに、特に地域で不足する通訳者等の人材の確保・育成を行うこと。また、外国人住民への適切なワクチン接種のため、問診票等の多言語化やコールセンターでの多言語対応などの環境整備と市町村への財政支援も確実に行うこと。
- 子どもの貧困や児童虐待の潜在化のおそれなどを踏まえ、子ども食堂をはじめ地域で子育て支援を行う団体への支援を強化するとともに、ひとり親家庭や多子世帯への継続的な支援や生活福祉資金貸付等の各種特例措置の継続、修学旅行実施への配慮、大学生等の経済的負担の軽減や再び就職氷河期世代を生み出さないための対策のほか、新生活のスタートを切る若者への支援策を講じるなど、将来世代等を応援するための対策を行うこと。
- 生活が困難な方を支える生活福祉資金の特例貸付について、償還免除の要件を住民税非課税世帯に限定せず、借受人の収入実態等に基づき判断するなど、さらなる緩和するとともに、今後、生活が困難な方への相談や支援の中心となる生活困窮者自立支援事業の上限枠を見直すなど、継続的な支援体制が整備できるよう支援すること。また、収入が減少した方の国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の保険料減免について、新年度も引き続き国による全額の財政支援を継続すること。
- 就職・就業の際に必要な各種の国家試験等について、受験生本人に感染が確認された場合や、感染が拡大している地域が試験地となっている場合等においても受験機会が最大限確保されるよう、オンライン試験の導入や代替日の設定を行うなど、国において環境整備を図ること。

- コロナ禍で深刻化する孤立・孤独対策を強力に推進するとともに、自殺者が増加していることを踏まえ、国においても自殺対策を強力に講じるとともに、交付金等の弾力的な運用を図ること。

令和3年4月4日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長	徳島県知事	飯泉	嘉門
本部長代行・副本部長	鳥取県知事	平井	伸治
副本部長	京都府知事	西脇	隆俊
副本部長	神奈川県知事	黒岩	祐治
本部員	43都道府県知事		

新型コロナ「第4波」をみんなで抑えよう宣言（案）

4月5日から、宮城県、大阪府及び兵庫県で「まん延防止等重点措置」が適用されることになりました。また、これまで感染が比較的落ち着いていた地方でも、クラスターが続発するなど感染が拡大しており、変異株の広がりも含めて全国的に「感染しやすい」状況になっています。今まさに第4波が到来しているのです。

我々都道府県知事は、これまでの経験を踏まえ、互いの知恵を絞り、積極的疫学調査や戦略的なPCR検査等により感染の抑え込みに全力をあげてまいります。国民の皆様におかれましても、長引くコロナ禍の中での自粛疲れもあるかと思いますが、今一度「感染予防のレベル」を上げ、感染拡大防止に向けたご協力をお願い申し上げます。

再度の緊急事態宣言を回避するためにも、今こそ大切な時期です。「ご自身」・「大切な人」・「ふるさと」を守るため、国民・事業者・政府・自治体が一致結束して、感染拡大の阻止に向け行動しましょう。

○改めて、基本的な感染防止策の徹底を！

- ・変異株に対しても、マスク・手洗い・換気など基本的な感染防止対策を徹底することが重要です。三密を避け、マスクなしでの会話など感染リスクが高まる「5つの場面」への注意を改めてお願いします。
- ・飲食の場での感染が増加しています。飲食店を利用する際には自治体が指定する認証店等の感染防止対策が講じられているお店を利用するとともに、黙食・個食・マスク飲食を徹底しましょう。

○都道府県境をまたぐ移動には注意しましょう！

- ・まん延防止等重点措置が実施されている区域との往来は控えましょう。やむを得ず往来する場合は、感染防止対策を徹底するとともに、外出・移動の自粛や飲食店への営業時間短縮等の要請に従うようにしましょう。その他の感染拡大地域においても、都道府県境をまたいで移動する際には十分注意するとともに、お住いや行先の自治体が出している要請に協力するようにしましょう。

○事業者の皆さまも引き続きご協力を！

- ・在宅勤務（テレワーク）やテレビ会議などを一層推進しましょう。
- ・飲食店におかれては、座席間の距離の確保、アクリル板の設置、CO2モニターを活用した換気の徹底や利用者へのマスク着用の呼び掛けなど、大切なお客様や従業員のためにも感染防止対策を徹底しましょう。

○新型コロナウイルス感染症に関する偏見・差別は絶対にやめましょう！

- ・感染者自身のほか、最前線で治療に当たる医療従事者、感染者が発生した団体に属する人、県外から往来された方や外国人等に対する誹謗中傷や差別は絶対にやめましょう。
- ・また、公的に出される情報を確認して、根拠のない情報やうわさ話などに惑わされないよう注意しましょう。

令和3年4月4日

全国知事会

やまなしグリーン・ゾーン認証

～ 2020/21シーズンを越えて ～

令和3年4月4日

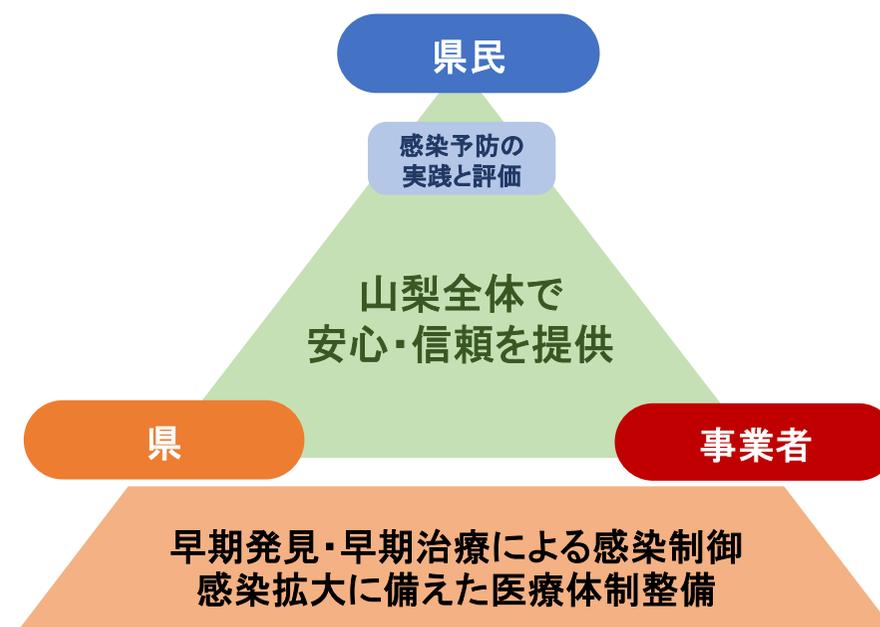
山梨県グリーン・ゾーン推進課



やまなしグリーン・ゾーン構想

やまなしグリーン・ゾーン構想とは

山梨県は、将来、未知の感染症への対応を余儀なくされる場合にも、県民の生命と経済を両立しながら不断に前進し続けることができる「超感染症社会」への脱皮を目指すための「やまなしグリーン・ゾーン構想」を提唱。



経済活動を止めずに、安心して生活できる感染症に強い社会

やまなしグリーン・ゾーン認証制度

グリーン・ゾーン認証とは

山梨全体で安心・信頼を提供することをテーマとして、山梨県が施設を現地調査し、感染症対策の実施状況を認証する、県独自の制度。

対象は、宿泊業・飲食業でスタートし、ワイナリー・酒蔵を追加。今後、カラオケ、ジムなどを取り込んでいく。

【申請から認証までの流れ】



申請

山梨県による
現地調査



認証

このマークが「安心」の目印です。/



「安心・信頼」という価値を獲得し、県内経済の再生へ

やまなしグリーン・ゾーン認証 4大要素

1 基準

30～50項目の感染症対策基準

2 現地調査

1軒1軒の訪問による指導・確認

3 県による認証

安心・安全の公的なお墨付き

4 情報開示・利用者評価

利用者評価に基づく再調査等により、認証の質を担保

＼このマークが「安心」の目印です。／



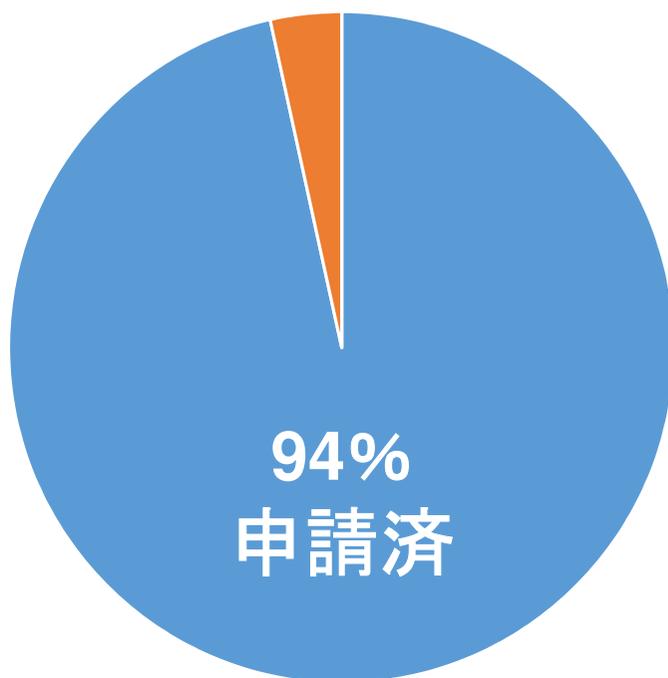
公的認証の全国先駆け リスクを取って県が安心を提供

やまなしグリーン・ゾーン申請件数

(※4/2時点)

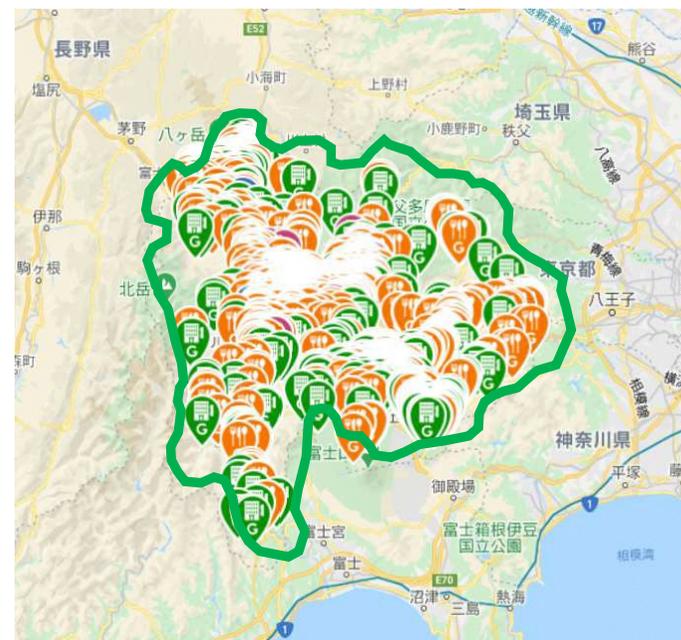
申請件数：5,418件(宿泊業1,163件、飲食業4,255件)

H28経済センサス5,735件



■ 申請数 ■ 未申請

専用ウェブサイト施設アイコン



山梨県内の94%もの事業者が申請 県全域がグリーン・ゾーン

→ 次ページ(GZの道程)

やまなしグリーン・ゾーンの道程

5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月

①休業要請

R3.2.12個別解除 → やまなしグリーン・ゾーン認証施設への移行

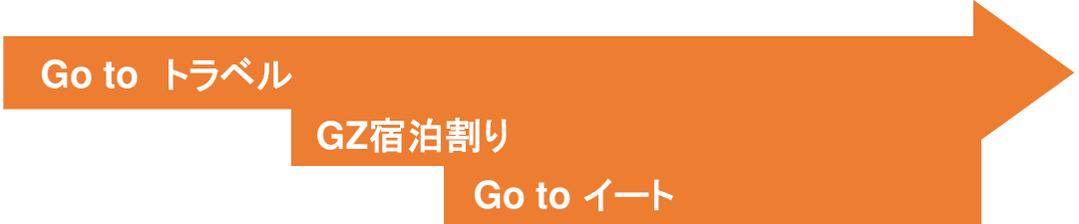
②認証制度



③認証取得支援



④優遇策



⑤認知拡大の取り組み



超感染症社会への脱皮

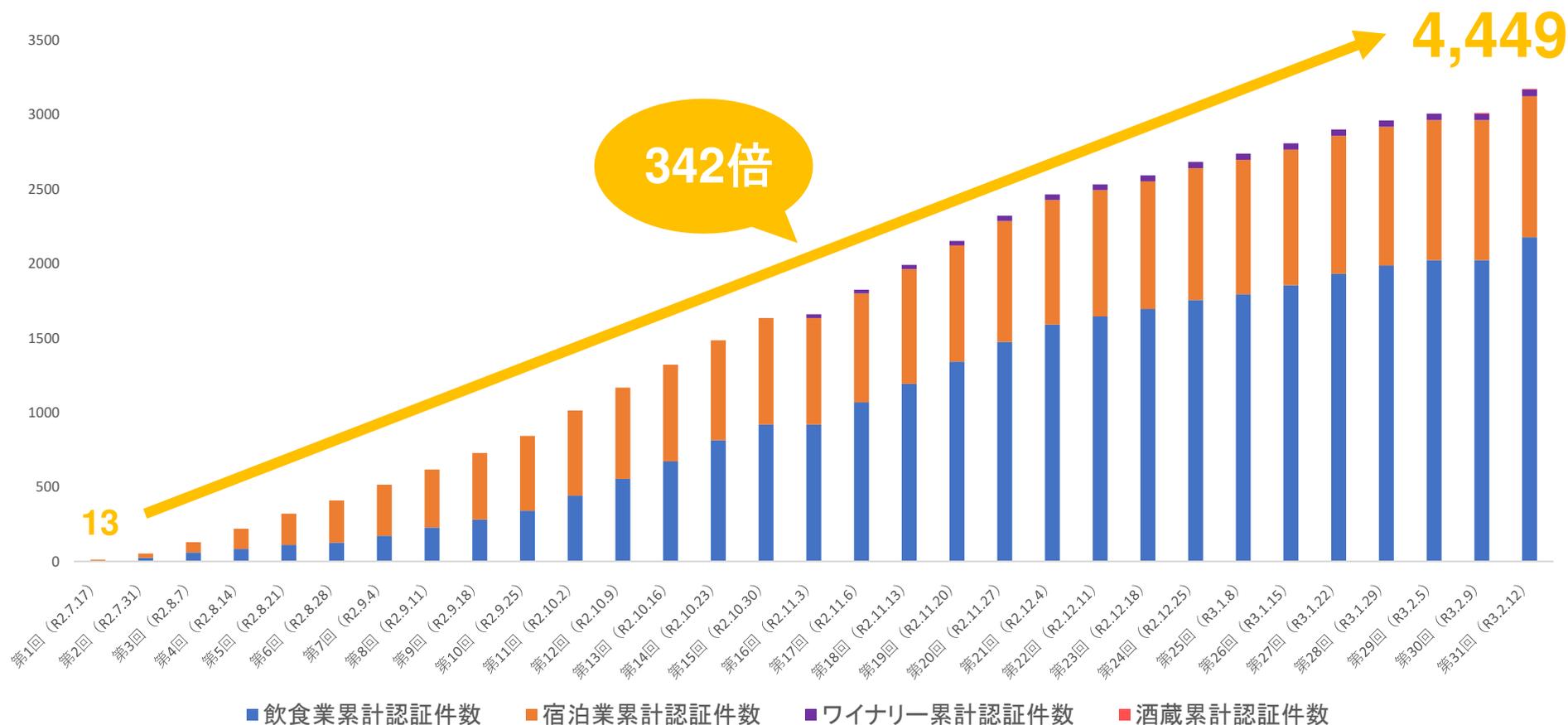
with/afterコロナ社会を見据えた未来への投資

やまなしグリーン・ゾーン認証件数

(※4/2 時点)

認証件数: **4,449**件 (宿泊業1,005件、飲食業3,391件、ワイナリー48件、酒蔵5件)

現地調査中はR3.1月協力金に伴う増加によるもの。



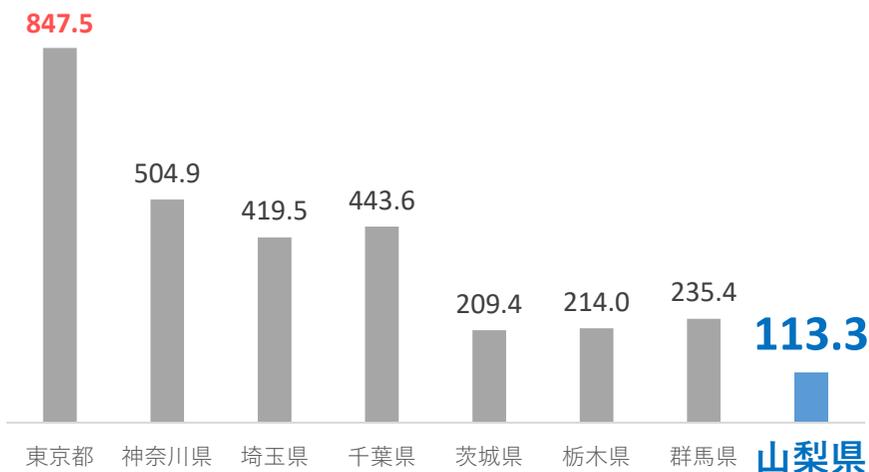
8ヶ月間で4,400件以上の現地調査・指導・認証

→ 次ページ(抑制効果データ①)

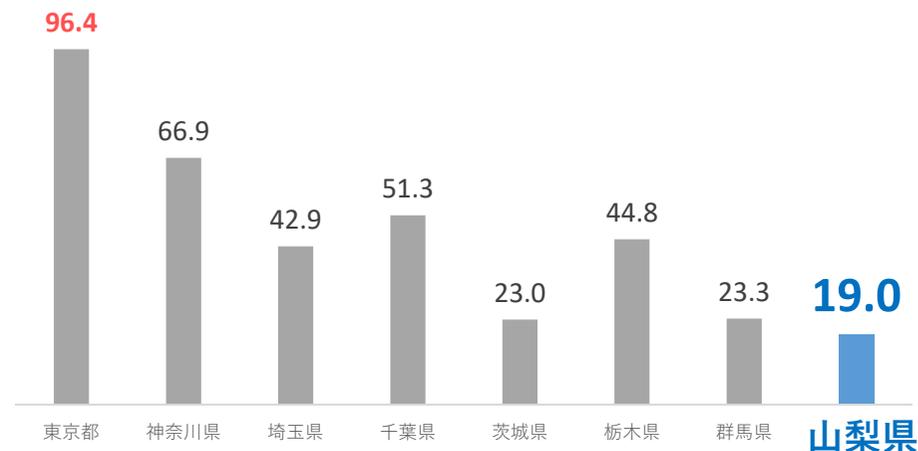
【抑制効果データ①】 人口10万人あたりの感染者数(首都圏比較)

(※3/11時点)

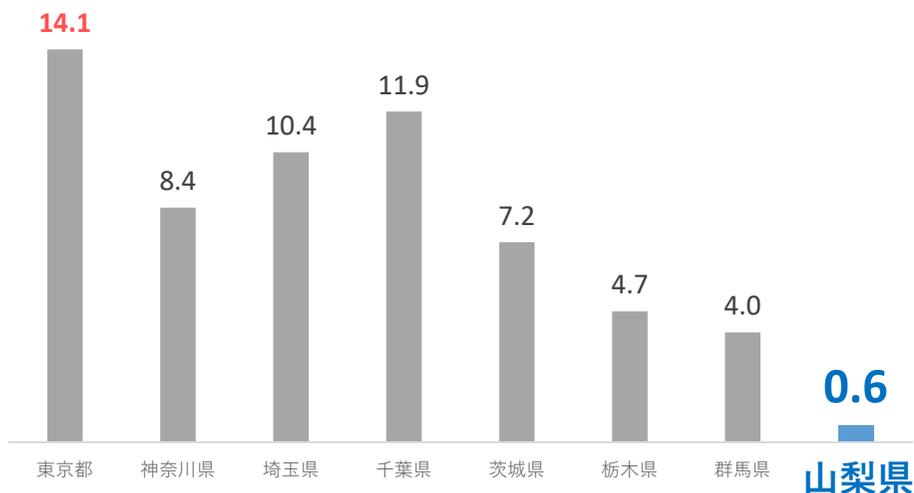
① 累計陽性者数



② 週間最大数



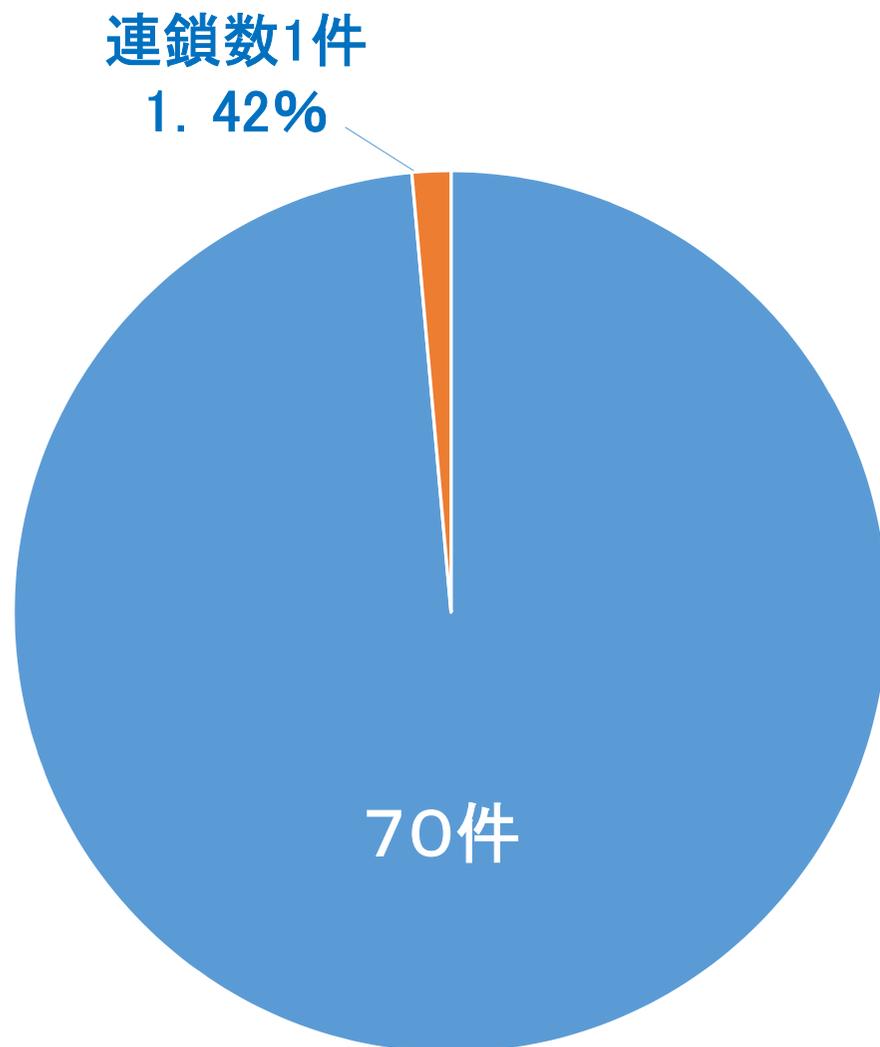
③ 直近一週間陽性者数(3/5~3/11)



東京に接していながらも、
感染拡大の封じ込めに成功

→ 次ページ(抑制効果データ②)

【抑制効果データ②】 認証施設内での感染



【認証施設における感染連鎖数】

認証施設数	4,449件
感染者利用・従事数	70件
うち、感染連鎖数	1件(※)

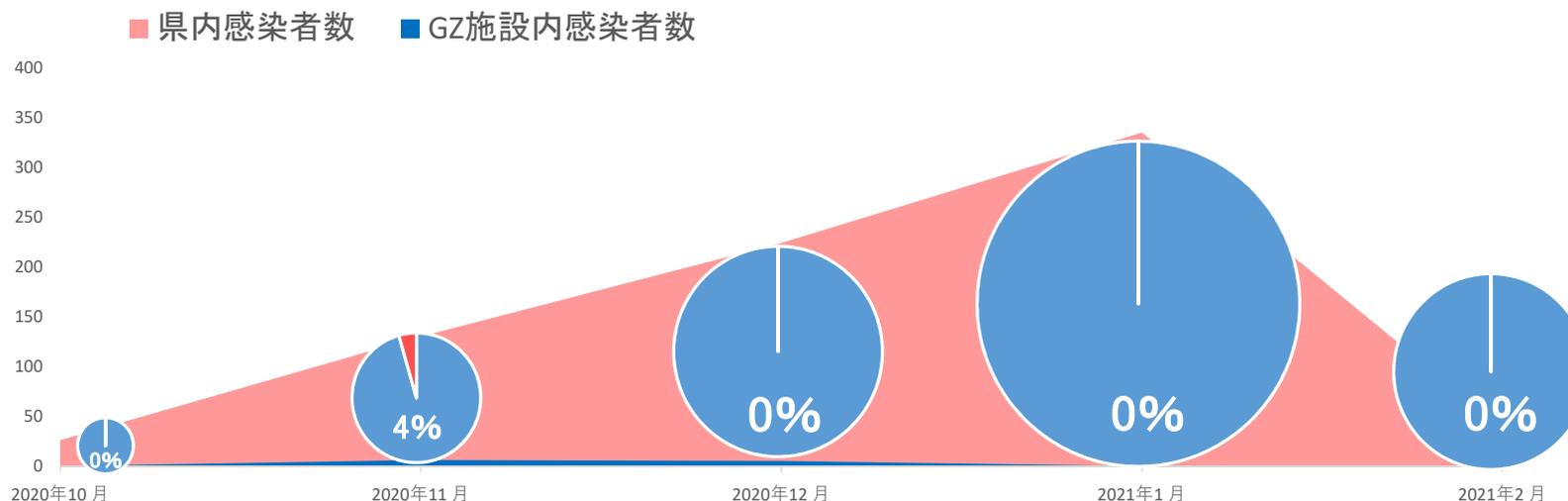
※1件については、施設側の注意勧告を無視した利用者側の過失によるもの。

※このほか前後の行動歴があるため、認証施設内での感染連鎖とは断定できないものが7件。

グリーン・ゾーン施設での感染連鎖は、わずか1%

【抑制効果データ③】 認証施設における感染について

- ① 他グループへの感染連鎖 **0件**
- ② 不特定多数への感染連鎖 **0件**
- ③ 県内感染者数及びGZ認証施設内での患者発生数(月別)



月別(公表日)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	21年1月	2月	3月	合計
県内感染者数	6	47	11	10	23	76	17	26	128	224	333	38	30	969
GZ施設内感染連鎖人数	-	-	-	-	0	0	0	0	6(※1)	0(※2)	0	0(※2)	0	6

※1 施設側の注意勧告を無視した利用者側の過失によるもの。

※2 前後の行動歴もあるため、認証施設内での発生とは断定できないものが12月5名、2月2名。

感染拡大下でも、グリーン・ゾーンは感染を抑制

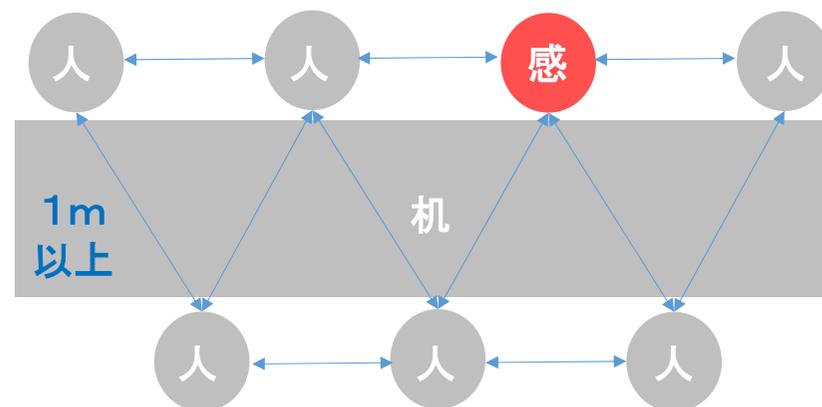
→ 次ページ(感染拡大防止例)

認証施設での感染拡大の防止事例

コロナ感染者が認証施設を利用したが、GZ認証基準の遵守により感染拡大を防いだ事例

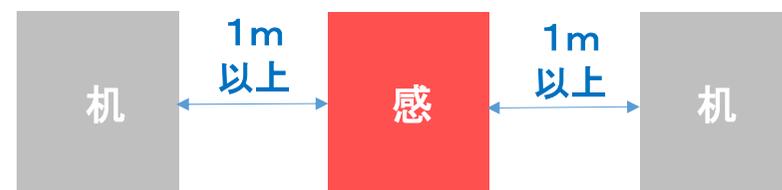
事例①

場 所: 焼き肉店
 利用者: 友人7名 (うち、1名が感染者と判明)
 結 果: 感染者以外の陰性を確認
 基 準: 真正面での着座配置をしない。座席の間隔を最低1m確保できるよう配置する。



事例②

場 所: 複合商業施設内飲食店
 利用者: 同時間帯150名 (うち、利用者1名が感染者と判明)
 結 果: 濃厚接触者なし
 基 準: 同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間は、相互に対人距離が最低1m確保できるよう配置する。



感染者が来ても、グループ内・他グループへの感染を防止

認証施設における感染症対策事例集

グリーン・ゾーン認証施設 取り組み



利用者への手指消毒の徹底



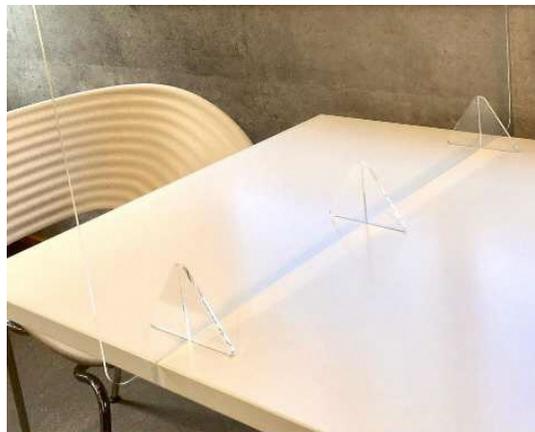
受付の遮断による接客



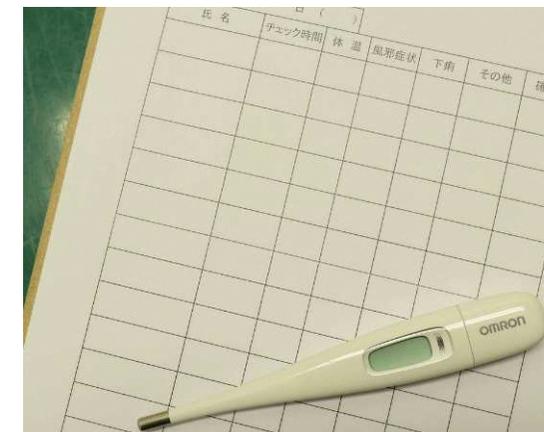
必要換気量の確保または窓開放



斜め着座による距離確保



アクリル板による飛沫の遮断

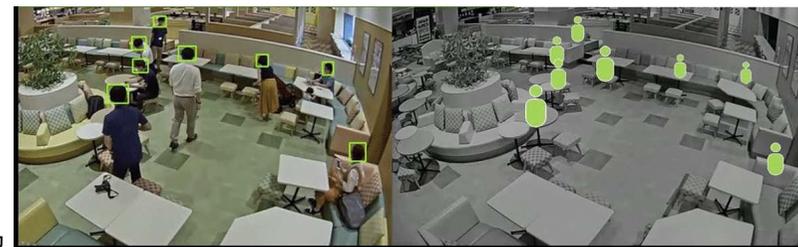


出勤時の従業員の検温

利用者だけでなく、お店や従業員を守る感染対策

より質の高い感染症対策にむけて

最新技術を駆使して、より快適で持続可能な
感染症対策を開発



〈光触媒コーティング〉
清拭消毒を簡素化



〈AIカメラ〉
混雑状況をスマホで確認



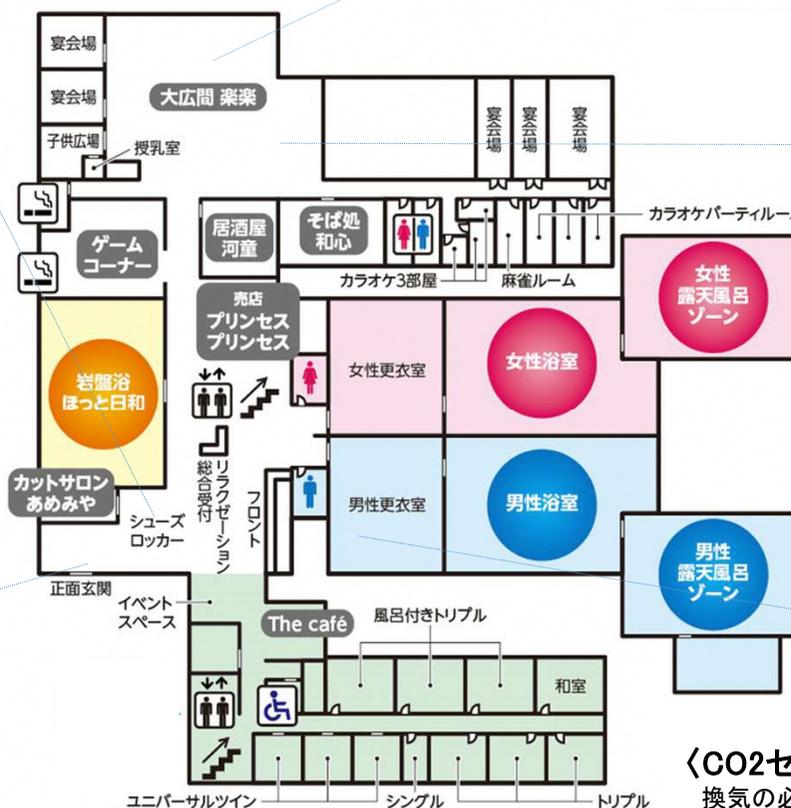
〈その他〉
紫外線殺菌装置付きお掃除ロボット、
パーティション越しの会話を円滑にする
マイク・スピーカーを開発中

〈サーモカメラ〉
体温とマスク着用をAIが検知!



発熱者
体温 $\geq 37.3^{\circ}\text{C}$

平熱
体温 $< 36.8^{\circ}\text{C}$



〈CO2センサー〉
換気の必要性を見える化



実証事業により、山梨県からイノベーションを起こす

→ 次ページ(デジタルプラットフォーム)

感染症対策のデジタルプラットフォーム

1. 認証施設割合

業種	飲食業	割合	宿泊業	割合	合計	割合
認証施設数	2,026	68%	940	32%	2,966	100%

2. 感染症対策項目別割合 (重複回答有り)

No.		質問項目	飲食業 (A)	割合 (A/2,026)	宿泊業 (B)	割合 (B/940)	合計 (C)	割合 (C/2,966)	
1	入り口消毒	ポンプ式アルコール消毒液	1,348	67%	812	86%	2,160	73%	
		その他	818	40%	209	22%	1,027	35%	
2	フロント対策	足下シール	441	22%	312	33%	753	25%	
		注意喚起の表示	1,670	82%	694	74%	2,364	80%	
		その他 (口頭案内等)	329	16%	157	17%	486	16%	
3	支払い	キャッシュレス	1,159	57%	519	55%	1,678	57%	
		コイントレイ	1,934	95%	835	89%	2,769	93%	
		その他	149	7%	201	21%	350	12%	
4	客室備品	使い捨て	-	-	425	45%	425	45%	
		消毒を徹底	-	-	773	82%	773	82%	
		その他	-	-	84	9%	84	9%	
5	食堂・宴会場	グループ間	対人距離の確保	1,754	87%	727	77%	2,481	84%
			個室での対応	348	17%	90	10%	438	15%
		テーブル間の遮断	768	38%	139	15%	907	31%	
	グループ内	対人距離の確保	1,78	88%	724	77%	2,506	84%	
		テーブル上の遮断	84	42%	199	21%	1,042	35%	
その他	38	2%	33	4%	71	2%			
6	密集の防止	予約制	1,294	64%	450	48%	1,744	59%	
		滞在時間の制限	1,714	85%	541	58%	2,255	76%	
		その他	256	13%	223	24%	479	16%	
7	ビュッフェスタイルへの対応	利用者の取り分け時の対策徹底	28	1%	40	4%	68	2%	
		小皿に盛って提供	18	1%	23	2%	41	1%	
		従業員が取り分け	15	1%	24	3%	39	1%	
		その他	77	4%	13	1%	90	3%	
8	卓上の共用品	個別に提供	699	35%	253	27%	952	32%	
		入替時に消毒	1,268	63%	455	48%	1,723	58%	
		その他	293	14%	106	11%	399	13%	
9	換気	ビル管理法対象	85	4%	48	5%	133	4%	
		維持管理の徹底	15	1%	12	1%	27	1%	
	ビル管理法対象外	必要換気量の確保	535	26%	65	7%	600	20%	
窓の開放による換気	1,391	69%	815	87%	2,206	74%			
10	共有部分の消毒	消毒用エタノール	1,895	94%	866	92%	2,761	93%	
		次亜塩素酸ナトリウム	364	18%	231	25%	595	20%	
		界面活性剤含有の洗浄剤	92	5%	70	7%	162	5%	
		その他	5	0%	4	0%	9	0%	
11	早期把握の対策	接触通知アプリのルール化or奨励	1,365	67%	680	72%	2,045	69%	
		その他	11	1%	20	2%	31	1%	

認証施設の感染症対策を把握

- 半数以上がキャッシュレス決済
- 客室備品8割が消毒を徹底
使い捨ては約半数
- グループ間、距離の確保が8割
- グループ内、距離の確保が8割
だが、飲食店ではテーブル上の遮断が4割
- 換気は、窓開放が7割
- 共用部分の消毒は、エタノール使用が9割
- COCOAは、7割の施設でルール化
又は奨励

5,000施設もの感染症対策データをデジタルで保有

やまなしグリーン・ゾーン認証

本日のまとめ

① 第3波を迎えても、GoToEatを止めることなく、感染連鎖を抑制

- ・ グループ内の感染連鎖 1件のみ
- ・ 他グループへの感染連鎖 0件
- ・ 不特定多数への感染連鎖 0件

＼このマークが「安心」の目印です。／

② グリーン・ゾーン認証の4大要素

1. 基準
2. 現地調査
3. 県による認証
4. 情報開示・利用者評価



③ 緊急事態宣言解除後の感染症対策と経済を両立させる方策として、認証制度が有効と考える



【問い合わせ】

山梨県県民生活部グリーン・ゾーン推進課
森田、小田切

TEL : 0 5 5 - 2 2 3 - 1 3 1 8

Email: morita-ahcp@pref.yamanashi.lg.jp

otagiri-ambe@pref.yamanashi.lg.jp

「新しい生活様式」実装推進 飲食店応援金

締切間近!

4月4日までに
忘れずに申請を

「感染拡大の防止」と「社会経済活動の維持」との両立を持続的に可能とするため、「新しい生活様式」の定着に取り組んでいる飲食店に応援金を助成します。

応援金の対象

徳島県内の飲食店 (飲食店または喫茶店の営業許可を取得した事業者)

以下の対象期間中に「ガイドライン実践店ステッカー」
または「事業者版スマートライフ宣言」の掲示が確認できる店舗

⚠ 以下は対象外となります

- 「テイクアウト専門」の店舗
- 「デリバリー専門」の店舗
- スーパー、コンビニ等の小売店 (イートインスペースは対象となります)
- 自動販売機コーナー など

※詳しくはホームページ掲載の「よくある質問集」をご覧ください

対象期間

令和3年2月1日(月) から 令和3年3月21日(日)まで

申請期間

令和3年2月1日(月) から **令和3年4月4日(日)まで** **当日消印有効**

応援金の金額と要件

- ⚠ 申請は **1, 2** のいずれか1回のみとします。
- ⚠ 申請後、事務局により、店舗の感染症対策が適切になされているか、巡回確認等を行います。

団体によるチェック

『ガイドライン実践店ステッカー』を掲示している店舗



1 「ガイドライン実践店ステッカー」を対象期間中に掲示している店舗 **50** 万円

ステッカーの概要はこちら

県ホームページをご確認ください。
ホームページ名
「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン実践店ステッカー」について/安心とくしま

店舗の自主宣言

『事業者版スマートライフ宣言』を掲示している店舗



2 「事業者版スマートライフ宣言」を対象期間中に掲示している店舗 **10** 万円

宣言書の概要はこちら

県ホームページをご確認ください。
ホームページ名
「事業者版スマートライフ宣言」について/安心とくしま

申請先/問い合わせ先

「新しい生活様式」実装推進事業応援金事務局

TEL:088-602-1418 受付時間:平日9:00~17:00

〒771-0202 徳島県板野郡北島町太郎八須字西ノ瀬34番地8 株式会社ネオビエント内

ホームページはこちら▶



「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」に沿った事業者の「新しい生活様式」への対応を応援します！
 ~WITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金~

助成率 10/10 助成対象者 県内の中小・小規模事業者、個人事業者 ※詳しくは申請要領でご確認ください。

①安心快適！「顧客空間」創造メニュー
 上限100万円

②安心快適！「働く空間」創造メニュー
 上限50万円

③安心快適！「システム導入」メニュー
 上限20万円

概ね10名以上収容の「顧客空間」の整備

「オフィス」「小規模店舗」の整備

人との間隔を空ける「システム導入」の支援

「助成対象」経費①、②共通

「助成対象」経費③

注意！・改装工事を伴う場合の備品購入費は「助成対象経費の2/3」が上限となります。
 ※例) (工事費+備品購入費)が100万円以上の場合、備品購入費は66万円までとなります。(①の場合)
 ・備品購入費のみ申請の場合は、次のとおりとなります。

①「顧客空間」メニューは上限50万円、②「働く空間」メニューは上限25万円

○「密集」回避 ~人と人との間隔をできるだけ2m(最低1m)空けるための次の改修~

- ・個室から大部屋への転換
- ・個室空間の新設
- ・横並びで座れるよう座席レイアウトの転換 等

○「密閉」回避 ~密閉空間を避けるための次の改修~

- ・換気設備(換気扇、換気ダクト)の新設(取り替えの場合は機能向上が図られるもの)
- ・窓(ドア)を開け、換気を行うために必要な「網戸」の設置
- ・空気清浄機 等

○「密接」回避 ~密接を避けるための次の改修~

- ・テーブル上に区切りのパーテーションを設置
- ・席と席との間に間仕切りを設置(ロールカーテンタイプも対象) 等

○「接触」回避 ~接触を減らすための次の改修~

- ・接客カウンターやレジ等に飛沫感染を防止する「透明板」を設置
- ・キーレスシステムの導入
- ・券売機の導入
- ・トイレ内の人感センサー付き照明器具
- ・非接触体温計
- ・サーモグラフィカメラ
- ・ノータッチディスペンサー 等

○「働き方」の新しいスタイル ~テレワークやオンライン会議を推進するための次の経費~

- ・通信環境(Wi-Fiを含む)の整備(「顧客空間」に設置するものに限り)
- ・クラウド環境の導入経費(初期費用)
- ・テレワーク環境等の整備に必要なソフトウェアの導入経費
- ・オンライン会議システムの導入経費(初期費用) 等

「業種ごとのガイドライン」に沿った取り組み
 ①「ソーシャルディスタンス」
 ②換気
 ③消毒
 を「トータル」に整備する
 事業者を応援します！



○新たなチャレンジ

- ・WEBサイトの構築や制作に要する初期経費
- ・ネット通販システムの導入に係る初期費用
- ・PR資材(のぼり、看板等)、PR映像作成費
- ・広告宣伝費、チラシ等のデザイン、印刷費
- ・出前機、おかもち 等

○緊急的な感染防止策

- ・透明板、ビニールシート、防護スクリーン、フロアマーカの購入費、施工費
- ・キャッシュレスシステムや注文システムの導入に係る専用端末等の機器
- ・店舗改装費(テイクアウト用小窓の設置等、新たな取り組みに必要な改装費) 等

1事業者につき1メニューとなります。

主な「助成対象外経費」(①、②、③共通)※詳しくは申請要領でご確認ください。

- ・業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関係のない工事、備品の購入
- ・見積書(明細)、請求書、領収書などの証拠書類が提出できないもの
- ・人件費
- ・エアコン(空気清浄機能付、換気機能付きのエアコンを含む)、空調設備の工事
- ・移動可能性がある机、椅子、冷蔵庫、自転車、バイク、自動車等、汎用性がある備品
- ・キャッシュレスシステムや注文システム等、新たなサービスに必要な専用端末機器以外のパソコンやタブレット端末、スマートフォン、カメラ、マイク等
- ・トイレの改修工事
- ・壁紙等の張り替え
- ・中古品、転売目的の可能性のある備品
- ・マスク、消毒液、アルコール液、除菌スプレー、ガーゼ、ゴム手袋、フェイスシールド等の衛生用品
- ・事務用消耗品
- ・消毒設備(次亜塩素酸水噴霧装置、オゾン発生装置等)の購入費
- ・消毒作業の外注費、換気設備等の清掃費
- ・自社により工事、設置を行ったもの
- ・助成事業の目的以外で使用するもの

WITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金 活用事例

○小売業

空気清浄機を設置



○飲食業

手洗に自動水栓を設置



○学習塾

机にパーティションを設置



○薬局

服薬指導室を設置



○宿泊業

無人チェックインシステムの導入



○美容業

飛沫感染防止ロールスクリーンを設置

